

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月

私の年金記録では、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、A市が発行した 62 年分の「国民年金保険料納付済額」を所持しているので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「国民年金保険料納付済額」には、申立人が昭和 62 年分の国民年金保険料 7,400 円を納付したことが記載されており、この「国民年金保険料納付済額」について、A市は、「当市保険年金課が、確定申告用として希望者に交付していたものであり、昭和 62 年中に被保険者が納付した国民年金保険料額が記載されているものである。」と回答している上、記載されている国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額と一致している。

また、申立人は、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 62 年 12 月 1 日に喪失していることが確認でき、オンライン記録から、同日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることなどを踏まえると、申立人は、62 年 12 月の国民年金保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（73 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 73 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 18 日

平成 19 年 7 月 18 日に A 株式会社から支給された賞与から船員に係る厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことに納得できないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（73 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社が保管する、申立人の申立期間に係る平成 21 年 10 月 26 日付けの賞与届出未了確認書が確認できるところ、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 15 日から 39 年 8 月 27 日まで

今年の 2 月に年金記録を確認するため年金事務所に出向いたところ、申立期間については、昭和 43 年 12 月に脱退手当金が支給されているとのことであったが、退職後 4 年以上も経過した時期に脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 4 か月後の昭和 43 年 12 月 26 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考えられるが、申立人の生年月日は訂正されていないことが確認できる。

さらに、申立人と同じ事業所の被保険者で、申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同日の被保険者 56 人のうち、10 人にオンライン記録において脱退手当金の支給が確認できたが、10 人の被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿及び被保険者原票にはその表示が無いことが確認できることから、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について船員保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和39年4月からA株式会社に勤務し、定年退職するまでの期間において継続して勤務しており、申立期間は船員保険に加入して、給与から船員保険料を控除されていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社が保管していた申立人に係る社員台帳及び賃金台帳により、申立人が申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和52年6月分の賃金台帳に記載された同年3月分の船員保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、昭和52年3月分の船員保険料の領収証書を提出し、「昭和52年3月に船員保険に加入していた者は申立人のみであることから、申立人に係る船員保険料を納付している。」としているが、事業主が保管し

ていた同年5月分の船員保険料の領収証書及び前述の賃金台帳を検証したところ、申立人に係る同年3月分の船員保険料が、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が船員保険被保険者資格を喪失した同年5月以降に被保険者資格を取得した他の船員保険の被保険者の保険料に充当されていることが推認できる上、事業主が申立人の資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年10月まで

私は、昭和44年3月から45年11月まで、A市（現在は、B市）にあるC社（現在は、株式会社D）に勤務していた期間について、厚生年金保険の記録確認の申立てを行ったが、当時は同事業所が非適用事業所だったとの理由により、厚生年金保険の被保険者期間として認められなかった。

しかし、当時、私は、確かに毎月保険料を払っていたと記憶しており、私が払っていた保険料が厚生年金保険料ではないのなら国民年金保険料だと思うので、領収書等は所持していないが、申立期間を国民年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は平成18年4月1日に基礎年金番号により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、E町及びB市が保管する国民年金被保険者名簿に申立人の名前は無く、国民年金手帳記号番号払出簿により、当該資格取得以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について国民年金の加入手続を行った記憶が

定かでなく、保険料の納付方法についても「勤務していた事業所により控除されていたと思う。」としており、市町村役場や金融機関で納付した記憶は無い。

さらに、申立人が事業主により国民年金保険料が控除されていたと思うと主張している点について、申立期間当時、C社で経理担当をしていた株式会社Dの事業主の弟は、「従業員の国民年金の加入手続及び保険料の納付を従業員に代わって行ったことはない。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に婚姻届を A 市役所に提出した際、国民健康保険に加入したが、その時、同市役所の職員から国民年金に未加入であることを指摘され、国民年金への加入手続も同時に行った。後日、同市役所から送付されてきた申立期間の国民年金保険料を 51 年 1 月ごろ、同市役所の窓口で一括納付した。

私の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和 46 年 12 月 20 日となっているが、申立期間の保険料が未納とされ、保険料の納付は 51 年 4 月以降となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 51 年 3 月末ごろに A 市で払い出され、46 年 12 月 20 日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が加入手続をし、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された 51 年 3 月時点では、申立期間のうち 46 年 12 月から 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続後、A 市役所から送付されてきた納付書により、昭和 51 年 1 月ごろ同市役所の窓口で一括納付した。」と供述しているが、過年度の国民年金保険料の納付書は社会保険事務所

(当時) から発行される上、同市役所の窓口においては、過年度の国民年金保険料を収納していないことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間当時の具体的な納付金額及び詳細な納付状況等について、記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年3月まで

私は、昭和50年12月に婚姻届をA市役所に提出した際、国民健康保険に加入したが、その時、同市役所の職員から国民年金に未加入であることを指摘され、国民年金への加入手続も同時に行った。後日、同市役所から送付されてきた申立期間の国民年金保険料を51年1月ごろ、同市役所の窓口で一括納付した。

私の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和47年8月5日となっているが、申立期間の保険料が未納とされ、保険料の納付は51年4月以降となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年3月末ごろにA市で払い出され、47年8月5日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が加入手続をし、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された51年3月時点では、申立期間のうち47年8月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続後、A市役所から送付されてきた納付書により、昭和51年1月ごろ同市役所の窓口で一括納付した。」と供述しているが、過年度の国民年金保険料の納付書は社会保険事務所

(当時) から発行される上、同市役所の窓口においては、過年度の国民年金保険料を収納していないことから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間当時の具体的な納付金額及び詳細な納付状況等について、記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年7月まで

私は、昭和47年9月又は同年10月ごろ、国民年金の集金人が自宅に来た時に、国民年金保険料について説明を受け、さかのぼって納付することを勧められたので、集金人を通じて保険料を納付したはずだ。

同様な方法で国民年金保険料を納付した私の妻には納付記録があるのに、私には納付記録が無いので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿及び国民年金被保険者名簿から申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月又は同年9月ごろA市（現在は、B市）で払い出され、同年8月2日に資格取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、妻と一緒に集金人を通じて納付したと主張しているものの、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の記録などから48年3月又は同年4月ごろC市（現在は、B市）で払い出され、妻が20歳となった45年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、当該払出以前は、申立人及び申立人の妻は国民年金の被保険者ではなく、集金人が国民年金保険料の集金に訪れたとは考え難い上、申立人及び申立人の妻は集金人氏名を記憶していないとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立人及び申立人の妻は、国民年金の加入
手続及び保険料の納付についての具体的な記憶が無いなど、国民年金保険
料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 2 月まで

私は、大学を卒業した後、国民年金に加入していなかったが、父に勧められ、昭和 51 年 4 月に A 区役所で加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月、A 区の郵便局で納付したが、郵便局では国民年金印紙を購入し、持参した年金手帳に印紙をはり付けた上、納付時に割り印を押してもらっていたと記憶している。

私の年金記録では、国民年金の資格を取得した日は昭和 53 年 3 月 22 日となっているが、申立期間の国民年金保険料は納付したはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、同区の郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿から、昭和 53 年 3 月ごろ B 市で払い出され、資格取得日は同年 3 月 22 日となっていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 区は、昭和 45 年 7 月から国民年金保険料の納付を納付書方式としており、郵便局において国民年金印紙を購入することはできず、申立期間当時、国民年金保険料を印紙検認方式により納付したとする申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、長女が昭和36年*月に誕生し、国民健康保険に加入していないと出産金がもらえないと自治会から聞いていたため、同年4月ごろA市役所に出向いて加入手続を行った。その際、窓口で担当者から「国民年金にも加入しませんか。」と勧められ、国民年金に加入した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は町内会の世話人が毎月集金に来ており、妻の国民年金保険料と一緒に二人分の保険料を納めていた。

国民年金制度が始まった時から保険料を納めており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和40年12月20日に払い出されたことが確認でき、国民年金制度発足当初から40年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できない上、申立期間を通じて申立人はA市外へ住所を変更していないと述べるなど、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が加入手続を行った40年12月の時点では、申立期間のうち36年4月から38年9月までの期間に係る国民年金保険料は時効により、制度上、納付することができない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を妻と一緒に毎月集金人に納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月7日に払い出されたこ

とが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の妻も申立期間は申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は昭和 36 年 4 月ごろに A 市役所に出向き、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A 市が保管する「平成 21 年度国保資格兼賦課台帳」の記録から、申立人が国民健康保険に加入した時期は、申立人の妻が国民健康保険被保険者資格を取得した 37 年 4 月 1 日と推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月から 31 年 9 月まで

私は、中学校の同窓生 3 人が昭和 28 年 4 月から勤務している A 株式会社、高等学校を中退して同年 9 月に入社し、31 年 9 月までの期間において B 職として勤務したが、年金事務所に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

A 株式会社では、仕事場の 2 階が約 20 畳の寮となっており約 15 人が寝泊まりしていたこと、通勤者を含め社員は約 20 人だったこと、給与は同僚と同じで 1 年目が 1,000 円、2 年目が 2,000 円、3 年目が 3,000 円だったこと等を記憶している。

給与支給明細書等は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿において、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 29 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、28 年 9 月から 29 年 6 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 11 人に照会したところ、回答があった 6 人全員が「入社してから 2 年から 3 年間は、技術を身につけるための見習い（修行）期間だったので、厚生年金保険に加入していなかった。給与は小遣い程度で、給与支給明細書などは無かった。」と供述し

ているところ、当該同僚のうち4人が供述するそれぞれの勤務の開始時期が、適用事業所名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和29年7月1日以前であるにもかかわらず、当該4人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同日より8か月から32か月後となっていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、申立人より先の28年4月に同社に入社したとする同窓生二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は32年3月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、前述の同僚6人の供述から判断すると、申立期間当時のA株式会社の従業員数は約25人であったと推認されるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同社の厚生年金保険の被保険者数は5人から9人であったことが確認できる。

これらのことから判断すると、当時、A株式会社では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日において、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、その後の申立期間においても、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、適用事業所名簿において、A株式会社は、昭和38年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 13 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 34 年 10 月 21 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①について、中学校を卒業してすぐに同校の紹介で株式会社Aに就職した。

また、申立期間②については、昭和 34 年 10 月 18 日に株式会社Aを退職し、その数日後に、株式会社Bに転職し、同社において勤務したと記憶している。

しかし、各事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも私が実際に入社した時期より約 5 か月から 7 か月後になっており、納得できない。

私が両申立期間において各事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、同期入社複数の同僚の供述から推認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 33 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚 4 人に照会したところ、3 人から回答があり、このうち二人は申立人と同じ同年 3 月 13 日に入社したとしており、他の一人は同年 3 月末ごろに入社したとしている上、3 人とも「当時、株式会社Aは、入社後、約 6 か月間において、職場に定着できるか否か、従業員の様子を見て社会保険に加入させていたようだ。」と述べていることから判断すると、当時、同社では従業員について必ずしも入社と同時

に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②において、株式会社Bに人事記録等の資料は保管されておらず、申立人の勤務期間の始期を特定することはできないものの、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、少なくとも昭和35年3月1日以前から株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は「株式会社Bでは、個人差はあるものの、約1か月から6か月間の試用期間（見習期間）があった。そのため、入社後すぐに社会保険に加入し、初めて支給された給与から社会保険料が控除されていたという記憶は無い。」と述べている上、同社の担当者は「申立期間②当時の資料も無く確認することはできないが、会長（申立期間②当時は代表取締役）から聞いた話では、年齢や学歴は同じでも入社時における技量に差があるなどの理由で、従業員ごとに見習期間を設けていたので、従業員を一律に、入社時から直ちに社会保険に加入させる取扱いとはしていなかった。」と述べているところ、前述の複数の同僚について、同社に係る被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことから判断すると、当時、同社では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立期間②について、厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 26 日から 59 年 7 月 10 日まで

② 昭和 62 年 9 月 26 日から 63 年 2 月 26 日まで

私の父は、雇用保険の被保険者記録によると、A社において昭和 57 年 10 月 26 日に被保険者資格を取得し、離職日は 63 年 2 月 25 日と記録されているが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私の父は、A社に継続して勤務していたはずなので両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びA社の事業主の供述から申立人は申立期間①において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 59 年 7 月 10 日であることが確認でき、当該資格取得日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の両申立期間当時の経理担当者は、「社会保険関係の加入手続は、従業員の希望により行っていた。申立人は、入社した当初、雇用保険の加入は希望したが、厚生年金保険の加入は希望しなかった。その後、申立人から厚生年金保険の加入希望があり、昭和 59 年 7 月に厚生年

金保険被保険者資格の取得手続を行った。被保険者資格を取得する前の期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取したが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和58年11月27日に、申立期間①のうち、57年10月から58年10月までの期間に係る国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びA社の事業主の供述から申立人は申立期間②において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和62年9月26日であることが確認でき、当該資格喪失日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の両申立期間当時の経理担当者は、「申立人から厚生年金保険の脱退希望があったため、昭和62年9月に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った。被保険者資格を喪失した後の期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者記録が確認できる同僚から聴取したが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立人が昭和62年9月26日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更手続を行い、申立期間②のすべての期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから28年4月ごろ

私は、申立期間において、私の義兄の紹介でA株式会社（現在は、B株式会社）に入社し、Cの業務に従事した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における作業内容などについて詳細に記憶している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している当時の同僚の氏名を確認できることなどから判断すると、期間は不明であるものの、申立人は同社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、申立人が氏名を記憶している同僚6人のうち、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができない上、ほかの同僚4人は、同被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

また、申立人は、「申立期間にA株式会社においてCの業務等に従事していた。」と供述しているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「当時、Cの業務を含む陸上作業員の多くは臨時雇用職員として業務に従事し、臨時雇用職員は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間において、同社で臨時雇

用職員として勤務していたものと推認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚は、「当時、A株式会社の陸上業務部門では事務職や現場管理者は厚生年金保険に加入していたが、それ以外の作業に従事していた者は、仮に正社員であっても厚生年金保険に加入していなかった。正社員全員が厚生年金保険に加入できるようになったのは、労働組合が設立された昭和42年1月以降である。」と供述している上、B株式会社は、「正社員全員が厚生年金保険に加入したのは、労働組合が設立された昭和42年1月以降である。」と回答していることから判断すると、当時、A株式会社では、すべての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月ごろから 29 年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月ごろから 34 年 6 月ごろまで
③ 昭和 35 年 7 月ごろから 37 年 3 月 1 日まで

申立期間①については、A株式会社（現在は、B株式会社）に昭和 28 年 10 月に入社し、会社の命により、29 年 10 月に C の免許を取得したのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が免許取得後の 29 年 12 月 1 日となっていることに納得できない。

申立期間②については、昭和 31 年 2 月末に D 社を退職した後、34 年 10 月に E 社に勤務するまでの期間において、それぞれの勤務期間は覚えていないが、F 社、G 社、F 社の順に勤務した。

申立期間③については、昭和 35 年 7 月ごろ H 社の I 氏から誘われて同社に入社した。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が一緒に勤務したと記憶している J 氏の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が A 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の J 氏に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認することはできない上、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致し

ていない。」と供述しているところ、それぞれが供述する勤務開始時期が、当該被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と一致していないことが認められる。

また、前述の被保険者名簿によると、申立人が、入社日及び退社日がともに一緒であったと記憶しているK氏について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日は、申立人と同一日となっていることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間①当時、全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B株式会社は、「当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の勤務期間等は不明である。」と回答しており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、同僚のJ氏は申立期間①当時の厚生年金保険料の控除等について覚えておらず、K氏は既に死亡しているため、申立期間①において申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

- 2 申立期間②のF社については、申立人が一緒に勤務したと記憶しているJ氏の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がF社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿によると、申立人が勤務したとしているF社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、商業登記簿において、F社及び同社に類似する名称の事業所は確認できない。

さらに、同僚のJ氏は申立期間②において、F社及び同社に類似する名称の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否か覚えていないことから、申立人に係る申立期間②当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

- 3 申立期間②のG社については、申立人が一緒に勤務したと記憶しているK氏に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿によると、G社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和32年2月1日であり、申立期間②のうち、31年3月から32年1月31日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、G社は、「当時の関連資料は無く、当時のことを知る従業員も

いない。」と回答しており、申立期間②当時の事業主は連絡先が不明で供述を得ることができないことから、申立人に係る同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もみられない上、申立人が同僚として記憶しているK氏は既に死亡していることから供述を得ることができない。

- 4 申立期間③について、申立人が一緒に勤務したと記憶しているJ氏の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人はH社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、適用事業所名簿によると、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年3月1日であることから、申立期間③当時、H社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業登記簿において、H社は既に解散をしており、申立期間③当時の事業主であるI氏は連絡先が不明で、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同僚のJ氏は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は申立期間③当時の厚生年金保険料の控除等の状況を覚えていない。

- 5 このほか、すべての申立期間において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人がすべての申立期間において各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月ごろから 35 年 10 月ごろまで

私は、社会保険事務所（当時）に船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について船員保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所所有のB丸に乗り組んで、C方面からD方面に石炭を運搬していた。同じ船舶に乗り組んでいたか否かはよく覚えていないが、私と同じようにA事業所所有の船舶に乗り組んでいたE氏を覚えている。申立期間後にB丸に乗り組んだ際の船員保険の被保険者期間の記録はあるので、申立期間についても船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所所有のB丸に乗り組み、船員保険に加入していたと主張しているが、B丸の船舶所有者であるA事業所は、「申立人と一緒に乗り組んでいたことは覚えているが、一緒に乗り組んでいた時期は記憶に無い。私が船舶を所有していた時期、及び船員保険の加入手続についても覚えていない。」と供述している上、申立人が記憶している同僚のE氏は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

また、船舶所有者名簿によると、B丸の船舶所有者であるA事業所が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和36年2月9日となっていることから、A事業所が所有するB丸は、申立期間当時、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は船舶所有者であるA事業所以外に一緒に乗り組んだ同

僚を記憶していないことから、申立期間当時の船員保険料の控除等について確認できる供述を得られない。

加えて、A事業所所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿において申立人及び同僚のE氏の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、船舶所有者名簿によると、船舶所有者のA事業所は、昭和34年11月14日から35年8月27日までの期間において、船員保険の適用事業所として、F丸を所有していたことが確認できるところ、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において、前述のE氏の氏名は確認できるものの、申立人の氏名を確認することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 30 日から 34 年 1 月 9 日まで
株式会社Aにおける船員保険被保険者資格の取得日が昭和 34 年 1 月 9 日となっているが、私が所持する船員手帳には、同社における雇入年月日が 33 年 10 月 30 日と記載されているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、申立人は申立期間において株式会社Aに雇入れられていたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る船員保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚は、「船員保険被保険者資格の取得日より前の期間から株式会社Aに雇入れられていた。」と供述しているところ、当該複数の同僚について、同被保険者名簿から確認できる船員保険被保険者資格の取得日が、それぞれが記憶する勤務開始時期と一致しないことから判断すると、株式会社Aでは、すべての従業員を雇入れ後直ちに船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、株式会社Aは既に廃業し、元事業主へ照会をしたものの回答が無く、申立人が所持している船員手帳に記載されている船長も連絡先が不明で、申立人に係る申立期間当時の船員保険料の控除等について確認できる供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間において、船員保険被保険者として給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。